

春日井市コミュニティ住宅指定管理者選定委員会要綱

(設置)

第1条 春日井市コミュニティ住宅の指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、春日井市コミュニティ住宅指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、春日井市コミュニティ住宅の指定管理者の選定について審査を行う。

(構成)

第3条 委員会は、次の表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

委員長	まちづくり推進部長
委員	都市整備課長
	住宅政策課長
	施設管理課長

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審査結果の公表)

第6条 委員会における審査の結果は、公表する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり推進部住宅政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。